

1 2 福島県産業廃棄物処理指導要綱

〔産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書〕（第8条）

〔産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書〕（第10条、第10条の2）

要綱の趣旨	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）等の関係法令に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
事前指導の対象となる行為	次の施設を設置しようとする場合 1 事業者が事業場の敷地以外の場所に設置する産業廃棄物中間処理施設（法施行令第7条第1号から第13号の2に規定する産業廃棄物処理施設又は法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設以外の処理施設） 2 事業者が設置する産業廃棄物最終処分場（法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物処理施設） 3 処分業者が設置する産業廃棄物の処理施設（法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設以外の処理施設を含む。）
指導を行う者	地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）
指導の基準	1 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書 （1）土地利用計画との整合性 （2）周辺環境への影響の有無 （3）地元住民等との調整状況 （4）関係法令等との整合性 2 産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書 （1）法に基づく許可基準 （2）産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準 （3）産業廃棄物処理施設の構造に関する基準 （4）産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準
担当機関	本庁 生活環境部 産業廃棄物課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課
備考	中核市（福島市、郡山市、いわき市）については、各中核市の指導要綱が適用になります。

手続フローチャート

